

女性部規約

千葉県電気工事工業組合
令和4年5月23日制定

第1条（目的）

本女性部は、千葉県電気工事工業組合（以下「組合」という）の組合員事業所および組合で働く女性を広く組織し、女性の社会的地位向上と電気工事業界での女性活躍を増進するとともに、女性技術者、女性事務員および女性後継者の育成を通じて、組合および組合員事業所の長期的で健全な発展を図ることを目的とする。

第2条（名称）

本女性部は、「千葉県電気工事工業組合女性部」（以下「女性部」という）と称する。

第3条（事務局）

女性部の事務局は、組合内に置く。

第4条（事業）

女性部は、第1条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 電気工事業界における女性活躍推進に関する事業
- (2) 会員の技術や知見を拡大する各種講習会、研修会等の開催
- (3) 会員相互の情報交換や交流、親睦
- (4) 組合事業への積極的な参加、協力ならびに意見具申
- (5) 会員の福利厚生に関する事業
- (6) 前各号に付帯する事業

第5条（会員資格）

会員は、女性部の趣旨に賛同し、入会を希望する以下の者とする。

- (1) 組合の女性組合員
- (2) 組合員事業所の女性役員、女性従業員、女性電気工事士
- (3) 組合本部・支部の女性職員

第6条（入会）

前条の資格を有し、女性部の趣旨に賛同し、

入会を希望する者は、入会を申請する。

- 2 入会の申請があったら、役員会において可否を決する。

第7条（脱退）

会員は、事業年度末の30日前までに脱退の意思を女性部に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 以下の者は、自動的に脱退として扱う。
 - (1) 会員の所属する組合員事業所が、組合を脱退したとき。
 - (2) 会員が、勤務する組合員事業所または組合本部もしくは支部を退職したとき。ただし、他の組合員事業所に再就職した場合は、この限りでない。
 - (3) 会員が死亡したとき。

第8条（除名）

以下に該当する会員は、定時総会において除名することができる。その際、除名対象者には定時総会において弁明の機会を与える。

- (1) 会費を1年以上滞納した者
- (2) 不適切な言動により、女性部あるいは組合の名誉を傷つけたと認められる者

第9条（賛助会員）

女性部の趣旨に賛同し、その事業の実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、第5条の会員資格に該当しない者とする。

- 2 賛助会員の入会・脱退・除名の取り扱いは、会員の取り扱いを準用する。

第10条（機関）

女性部に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第11条（総会の招集）

総会は、定時総会および臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後2か月以内かつ組合の通常総代会前に開催するものとする。
- 3 臨時総会は、必要に応じ、役員会で開催の可否を決する。
- 4 総会は、会長が招集する。
- 5 総会は、電磁的方法で開催するのを妨げない。

第12条（総会の議事）

総会は、会員の半数以上（委任状出席、電磁的出席を含む）が出席して成立とする。

- 2 総会の議決は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長が決する。
- 3 総会の議長は、会長が務める。

第13条（定時総会の決議事項）

定時総会においては、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 役員選挙
- (4) 規則の改廃
- (5) 会費の額及び徴収方法
- (6) その他役員会において必要と認められた事項

第14条（役員会）

役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

第15条（役員）

女性部の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 1名

第16条（役員の職務）

会長は、女性部を代表し、業務執行を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故また

は欠員があるときは、あらかじめ定められた順位に従い、その職務を代行する。

- 3 理事は、女性部の運営及び業務の執行にあたる。
- 4 監事は、会計監査を行う。

第17条（役員を選任）

役員は、総会において選任する。ただし、再選を妨げない。

第18条（役員の任期）

役員は、就任の2年後の定時総会終結までとする。

- 2 補欠（増加に伴う補充を含む）のため選挙された役員は、前任者の残任期間とする。

第19条（顧問及び相談役）

女性部に顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員会の議決を経て、会長が委嘱する。

第20条（会費）

女性部の運営に要する費用に充てるため、会費を徴収することができる。

- 2 会費の額及び徴収方法は総会において決定する。

第21条（事業年度）

事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則 第1条

女性部設立時の役員は、第18条によらず、令和5年の定時総会終結までとする。

附則 第2条

この規約は、令和4年5月23日から施行する。

以上